

※ 確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

組合立静岡県中部看護専門学校学則（抄）

第1章 総則

（目的）

第1条 組合立静岡県中部看護専門学校（以下「学校」という。）は、看護師としての必要な知識及び技術を修得させ、社会に貢献し得る有能な人材を育成することを目的とする。

（名称及び位置）

第2条 学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
組合立静岡県中部看護専門学校	焼津市東小川一丁目6番地の9

（課程、学科、修業年限、入学定員及び総定員）

第3条 学校の課程、学科、修業年限、入学定員及び総定員は、次のとおりとする。

課 程	学 科	修業年限	入学定員	総定員
看護専門課程	看護学科（3年課程）	3年	40人	120人

（省 略）

附 則

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き本校に在学する者であって、令和4年度において本校の第2学年または第3学年に在学する者及び令和5年度において本校の第3学年に在学する者のそれぞれ当該年度にかかる教育課程及び授業時間数は、改正後の本校学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（以下別表及び様式略）